



温泉の保護、適正利用及び可燃性天然ガスによる災害防止とともに、「新・湯治」による温泉地活性化を図ります。

1. 事業目的

- ① 温泉法の適正な施行を通じて、大自然の恵みである温泉を将来の世代に引き継ぎ、温泉の適正利用、情報提供の推進を通じて利用者の安全・安心を確保するとともに、温泉採取施設等における可燃性天然ガスによる災害の防止を図る。
- ② 温泉の力や自然や文化等の地域が持つ地域資源の力を十分に発揮し、国民共有の資源である温泉を将来にわたって引き継いでいくため、温泉地の活性化を図る。

2. 事業内容

(1) 温泉資源の保護に関する法施行状況等調査事業

都道府県が温泉掘削の許可等を行う上での基本的な指針である「温泉資源の保護に関するガイドライン」の見直しに向けて必要な情報の調査・検討等を行う。

(2) 温泉の安全で適正な利用に関する法施行状況等調査事業

温泉付随可燃性天然ガスによる災害防止のための採取許可等制度の施行状況、硫化水素中毒事故等を踏まえた硫黄泉に関する利用実態調査等を行う。

(3) 自然等の地域資源を活かした温泉地活性化推進事業

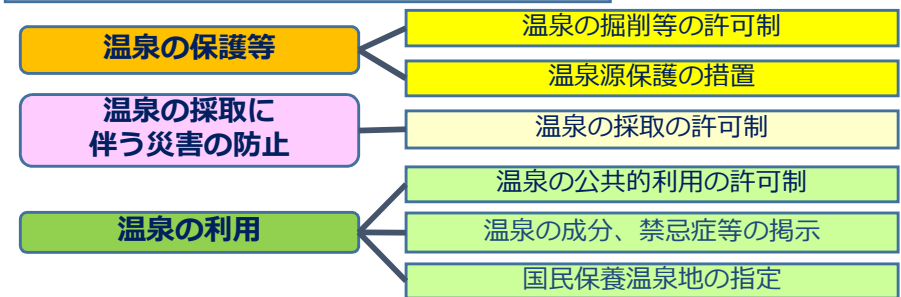
現代のライフスタイルに合った温泉地の過ごし方やその推進のために必要な考え方として有識者会議で提案された「新・湯治推進プラン」の内容を実現するために必要な事業を実施する。また、アフターコロナの中で、観光やワーケーション等による温泉地の活用を一層推進し、疲弊した温泉地の反転攻勢を進めるため、温泉による健康回復、ストレス改善効果等を把握する全国調査や温泉地ワーケーションの効果検証の実施、これらを通じた広報・周知を行い、日本の温泉地全体の活性化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～

4. イメージ

温泉法の概要(昭和23年法律第125号)



※許可等制度は、都道府県の自治事務として運用

